

# 雨水貯留タンク設置補助金交付制度

## 制度の目的

都市型水害の軽減と雨水流出抑制に関する意識の高揚を図ることを目的に、三田市の公共下水道区域内(市街化区域内)において雨水貯留タンクを設置する方に対し、三田市雨水貯留タンク設置補助金を交付します。

## 雨水貯留タンクの定義

屋根に降った雨水を、雨どいからの分岐により一時的に貯留するタンク及びその付帯設備であり、製品として購入可能なもの(自作のものは対象外)をいいます。

## 補助対象者

補助金の交付を受けることができるのは、三田市の公共下水道区域内(市街化区域内)において、戸建て住宅(店舗兼住宅含む)、集合住宅、および事業所に雨水貯留タンクを設置し、次のいずれの項目にも該当する方とします。なお、集合住宅については、区分所有のない場合は建物所有者又は土地所有者、区分所有のある場合は管理組合代表者が対象者となり、集合住宅の各戸に対しての補助は行いません。

- (1)雨水貯留タンクを適切に維持管理し、かつ、降雨が予想される場合は、事前に貯留可能な状態とする管理ができること。
- (2)補助金の交付を受けようとする年度の1月末日営業日までに補助事業等実績報告書が提出できること。
- (3)雨水貯留タンクを借地又は借家に設置する場合は、雨水貯留タンクの設置について当該借地又は借家の所有者の同意を得ていること。
- (4)雨水貯留タンクの位置は原則として建物の敷地内とし、安全かつ支障のないよう設置できること。
- (5)過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6)市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の滞納がないこと。
- (7)雨水貯留タンクの販売を目的としないこと。
- (8)雨水貯留タンクの譲渡、交換、又は貸し付けを目的としないこと。
- (9)販売等を目的とした建物に雨水貯留タンクを設置する者でないこと。
- (10)市長が補助金の交付を不相当と認める者でないこと。

## 補助対象施設

補助対象施設は、次の各号のいずれにも該当するものとし、基数は、1軒又は1事業所につき1基とします。

雨水流出抑制を目的として設置する雨水貯留タンクであること。

雨水貯留タンクは、80 リットル以上の容量を有し、かつフィルター、蛇口、オーバーフロー対策(管)があり、光を通しにくい素材であること。

## 補助金額

補助金の額は、雨水貯留タンクの設置費(本体価格、接続及び設置に係る管材料価格、本体設置及び管接続工事費、消費税及び地方消費税額の合計額)の2分の1以内とし、30,000円を限度とします。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

## 申請方法について

補助金の交付を希望される方は、募集期間内に、補助金等交付申請書を下水道課に提出してください。(郵送可、ただし必着。)募集期間は7月1日(水)から11月30日(月)までです。郵送で申請する場合は、6月30日(火)以前に下水道課に届いた補助金等交付申請書は無効となりますので投函日に注意してください。受け付けは先着順で、市の予算額に達した時点で終了いたします。補助の対象となった方には、補助金等交付決定通知書を送付します。詳細については、別紙の「雨水貯留タンク設置補助金交付申請について」をご参照ください。